

対象：事業主、管理者向け

対策できていますか？「働き方改革」の大本命！

# 同一労働同一賃金対策セミナー

基礎知識と対応のための具体的事例

見直しが必要となるパート・継続雇用者・派遣労働者の処遇

2021年4月1日からは働き方改革の大本命である「同一労働同一賃金」に関する法改正が順次行われ、中小企業にも対応が求められます。その対策においては、正社員も含めた従業員の賃金や各種手当の人事制度の明確化が不可欠です。おさえておきたい基礎知識や当面求められる対応の仕方等を社会保険労務士わかりやすく解説します。

下記のお困りを解決しませんか？

- 同一労働・同一賃金って何？
- 正社員とパートの待遇さを具体的に説明できない
- 会社の人事制度、賃金制度が明確になっていない
- 働き方改革でどんなことが変わったの？

定員

30名

参加  
無料

日時・  
場所

2021年1月19日(火)14時～16時

宜野湾マリン支援センター

(宜野湾市大山7-10-27)

【講師】 特定社会保険労務士

社労士オフィスたま 代表 玉寄 智恵子 氏

- ・沖縄県委託事業事業主向け雇用支援事業グッジョブ相談ステーション支援相談員
- ・医療労務相談員・介護事業所労務相談員

大学卒業後、大阪にて就職し、販売促進、顧客管理を経験。賢い主婦に憧れ生活全般のお金の知識を持つFPを取得。その後、労働・年金に興味を持ち20代で社会保険労務士を取得。沖縄に帰省後はFP会社に就職し、相続対策を経験する。育児に専念するため同社を退職。復帰後、行政機関での労働相談員、年金相談員の経験を積み、紛争にならない事前の予防策、労働環境を整えることを得意とする。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日は入場時にマスクの着用のご協力をお願い致します。

「同一労働同一賃金」申込書 **FAX.098-897-9467**

※送付状は不要です。この用紙を切り取らずにそのまま送信して下さい。

事業所名	T E L	
所在地	F A X	
受講者名	部署・役職	

【主催・お問い合わせ先】

宜野湾市商工会 TEL.098-897-0111 (担当)藏盛